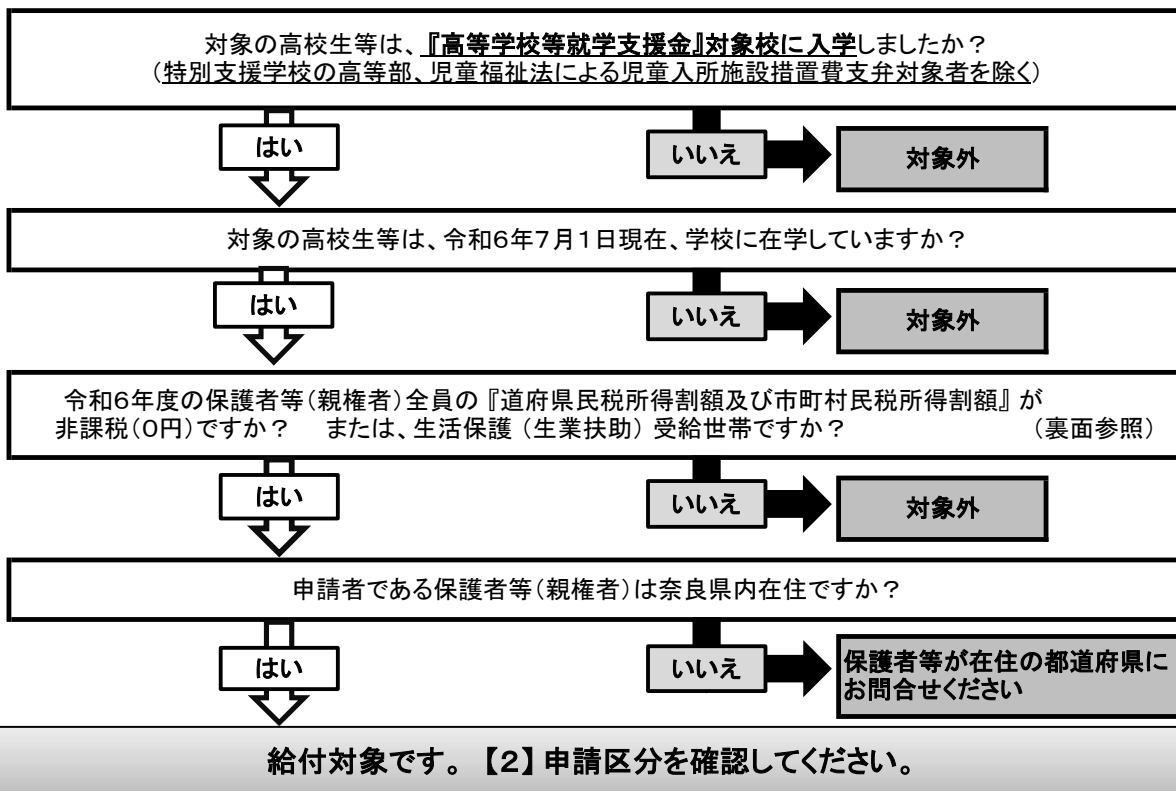


令和6年度 奈良県高校生等奨学給付金
給付対象・申請区分・必要添付書類チェックシート（私立学校用）

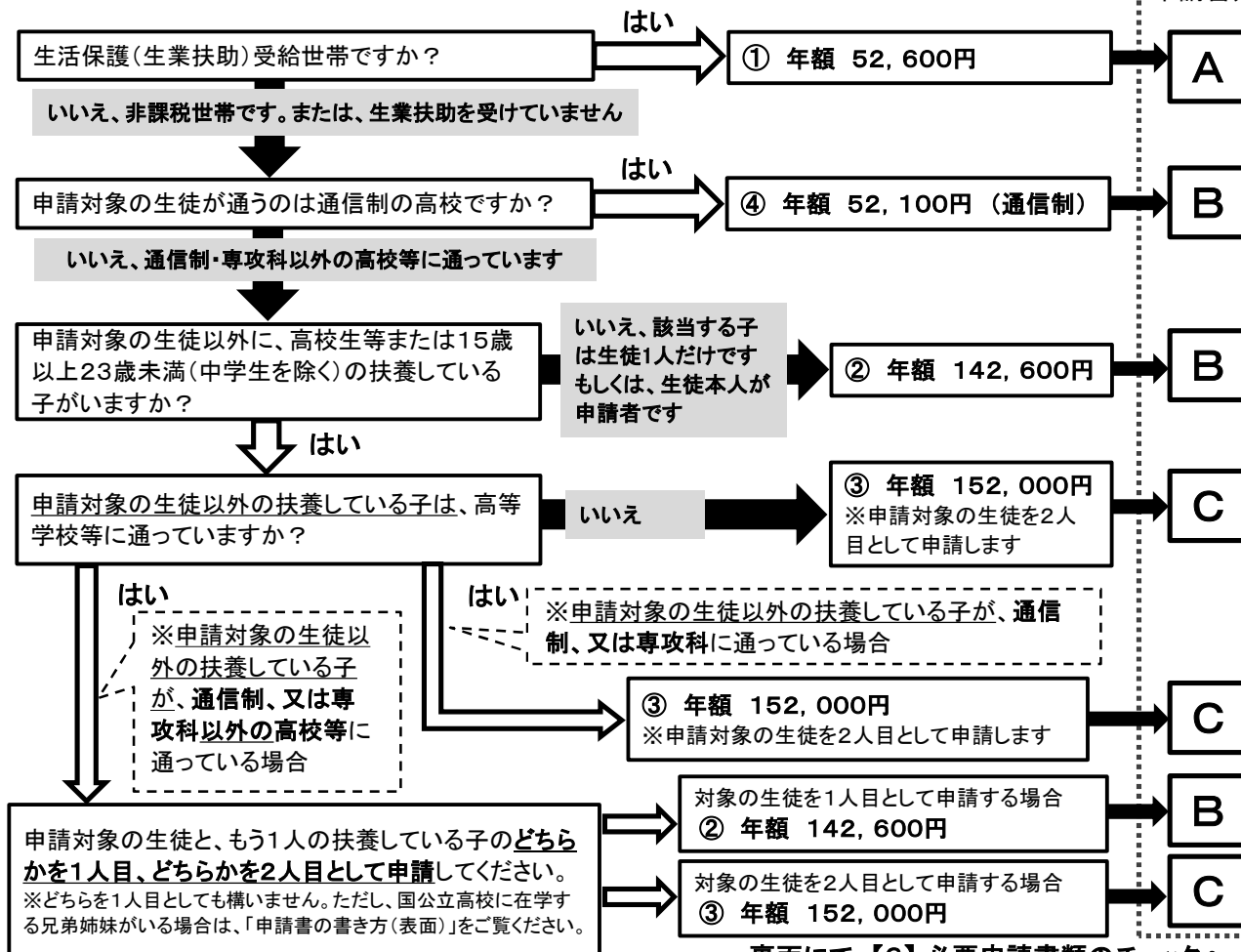
【1】対象チェック



【2】申請区分チェック

※ここでの『生徒』とは、奨学給付金対象の高校生等のことをいいます。
※ここでの『高校等』は就学支援金制度の対象となる学校のことをいいます。
(専修学校、各種学校等も含まれます。)

【3】必要
申請書類

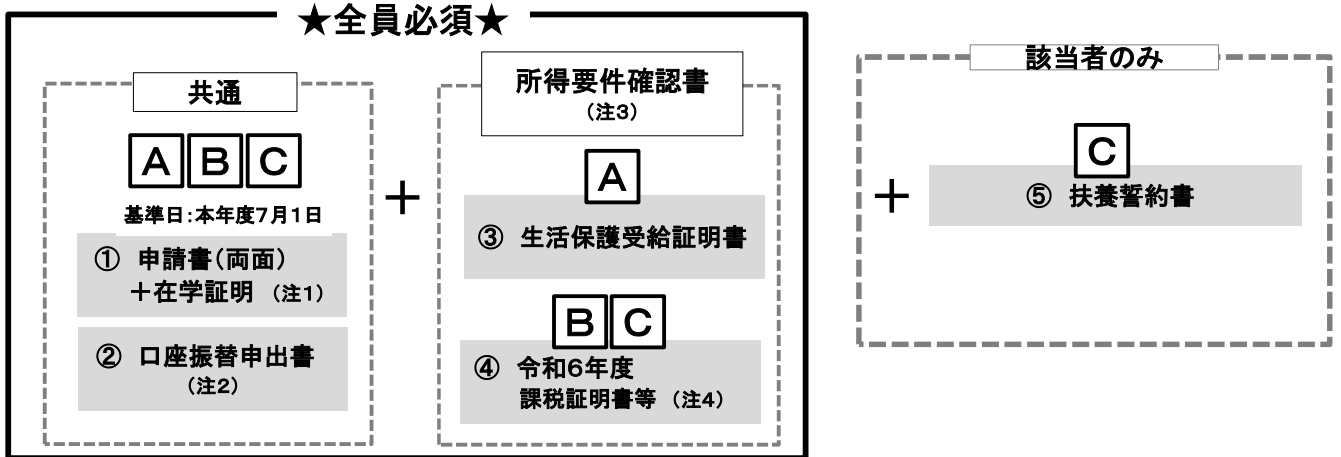


裏面にて、【3】必要申請書類のチェックへ →

[3] 必要申請書類のチェック

※本年7月1日を基準日として記入してください。

※本提出書類における申請者とは、すべて、生徒を扶養している保護者等(親権者)となります。(生徒本人の場合もあり)



注1: 在学証明日が**7月1日以降**であるどちらか一方

★推奨

申請書(裏面)に直接証明 … 申請書内全ての必要事項を記入後、1度学校へ提出し証明を依頼。

別紙(学校様式)で提出 … 既存様式に『**基準日時点で在学し、休学していない**』ことを示す一文を追記依頼。
(様式上追記できない、追記のない証明書での提出も可)

注2: 奈良県内の私立高校等在籍者で、学校による代理受領を希望する場合は、学校に相談した上で、口座振替申出書に代えて、代理受領委任書を提出してください。

注3: 提出は次のうちどれか ※所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等不可

本年7月1日時点で…

○生活保護を**受給している**世帯の場合

7月1日以降発行日の生活保護受給証明書(原則原本) → 市町村の福祉課・福祉事務所で発行

○生活保護を**受給していない**世帯の場合

★推奨

a: 課税証明書(または非課税証明書)(原則原本) → 市町村にて発行(有料)

または

b: 特別徴収税額の決定通知書(写し) → 給与所得者

c: 住民税納税通知書(写し) → 自営業等

○特別徴収税額の場合

税額	市町村 住民税	税額控除前所得割額④	0
		税額控除額⑤	0
		所得割額⑥	0
		均等割額⑦	0
額	都道府県 住民税	税額控除前所得割額④	0
		税額控除額⑤	0
		所得割額⑥	0
		均等割額⑦	0

※都道府県民税、市町村民税のうち、どちらか一方でも所得割額に100円以上の金額が入っている場合、本制度**対象外**。(均等割を除く)

※保護者(親権者)等2名の場合、**2名ともに各所得割額が0円**であること。

○課税証明書の場合

例

	県民税	市民税
所得割(額)	0円	0円
均等割(額)	2000円	3500円

aの場合: 申請対象の高校生等が複数居る場合、1人を原本、1人を原本の写しで提出すること可。

bの場合: 原寸、または、A4サイズに縮小コピーをとる。(1枚物と判断できない切り離し、切り貼り不可)

cの場合: 【年度】・【氏名】・【通知番号】、都道府県民税・市町村民税の各【所得割】が確認できるページを全てコピーしてください。(不明な場合は全ページの写しを提出)

注4: **保護者等(親権者)全員分(原則2名)**の課税証明書等を必ず提出してください。

保護者の一方が控除対象配偶者である場合でも、課税証明書等の**提出の省略はできません**。

本年1月1日時点で国内に在住しておらず、注3いずれかの書類を提出できない場合、本制度対象外です。

市町村によって様式は異なります。証明書の詳細は本年1月1日時点在住の市町村の税担当窓口にご確認ください。

給付額について(年額)

世帯区分		支給額(年額)
①生活保護(生業扶助)受給世帯(全日・定時・通信制)		52,600円
住民税所得割が 非課税(0円)である世帯	②全日制・定時制(以下の③④以外)	142,600円
	③全日制・定時制(第二子以降 ※)	152,000円
	④通信制	52,100円